

# 「私1人だけなら…」ルール、マナーを守っていますか？

## 市民と行政が一体となって問題の解決を

市内の道路や公園、駅周辺などを歩いてみると、たばこの吸殻や空き缶などのポイ捨てや、飼い主が持ち帰らずそのままとなったペットのフンなどが目にとまります。一部の心ない人たちによって、「ごみはごみ箱へ」「たばこは灰皿へ」といった当然のルールが守られず、「めんどうくさい」、「私1人ぐらい」「無関心」などの理由でポイ捨てが行われているのが実態です。

善意ある市民のみなさんが、自分たちのまちを自分たちできれいにしようと、全市一斉清掃などを行い、一丸となって清掃活動に取り組んでいる一方で、心ない人たちによるポイ捨ては後を絶ちません。

本市では、ポイ捨て禁止活動を行っており、パトロールの実施、防止看板の設置のほか、市民や郵便局からの情報提供を受

けての現場確認や回収活動も行っていますが、こういった行政の清掃活動だけで市内全体をカバーすることは困難であり、根本的な解決にもなりません。これらの問題の解決には市民と行政の協働が不可欠です。市民と行政が協力しあい、ともに主体となって環境美化に努めていくことが重要です。

## 不法投棄、野焼きは法律で禁止されています

昨年からは、ポイ捨てだけでなく、増加する不法投棄を防止するために、鳥取市自治連合会の協力を得ながら、一部の地域に不法投棄監視員制度を設けました。不法投棄は、地域の美観を損ねるだけでなく、土地の所有者や管理者に多大な迷惑をかけることとなります。ごみは、ルールに従い、所有者が責任を持つて適正に処理しましょう。

また、平成13年度からごみの野外焼却（野焼き）は原則禁止となっています。ドラム缶や、

# 分別

本市ではごみを9種13分別して収集しています。正しい分別の仕方について、職員による出前説明会も行っておりますので、生活環境課にお気軽に相談ください。収集日については、3月15日発行の「とっとり市報」、「各総合支所だより」をご覧ください。

### 5 プラスチックごみ



プラスチックのみでできたもの

▷汚れているものは軽く水洗いし、透明または半透明な袋に入れて出してください。

※マヨネーズ容器は、はさみなどで切り水洗いをするなど、必ず中身をきれいに取り除いてから出してください。また、袋に入れる際には小袋に包んだものをまた袋に入れなくてください。

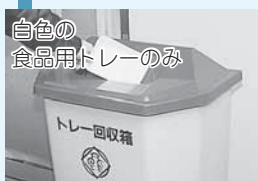
### 4 資源ごみ



飲料用、食品用のビン・缶類など

▷ビンのキャップやふたは必ずはずして、中を水ですすぎ、袋に入れなくてそのまま出してください。  
※アルミ缶などの缶は、つぶさないでください。割れたピンは小型破砕ごみです。

### 3 食品トレー



白色の食品用トレーのみ

▷軽く水洗いし、袋などに入れないでそのまま出してください。

### 2 古紙類



新聞、雑誌、段ボール

▷ガムテープなどで束ねないで、必ずひもで束ねて出してください。

### 1 可燃ごみ



生ごみ、紙くず、布、草木など

▷生ごみは水切りを十分にし、鳥取市指定袋に入れて出してください。